



平成 30 年 10 月 16 日
海 上 保 安 庁

平成30年度（第2回）海上保安庁船艇職員・ 無線従事者・航空機職員採用試験の実施について

海上保安庁では、船舶、無線通信や航空機の有資格者を対象とした採用試験を以下のとおり実施します。

本試験に合格し採用になると、海上保安学校門司分校（北九州市門司区）において海上保安官として必要な研修を約6ヶ月間受けた後、各海上保安部署等において勤務することとなります。

1 受付期間

平成30年10月22日（月）～平成30年11月19日（月）

2 採用区分及び予定数

航 海	若干名
機 関	若干名
通信・技術	約15名
飛 行	約5名
整 備	約10名

3 試験日

第1次試験（教養試験・作文試験） 平成30年12月2日（日） 1

第2次試験（人物試験・身体検査等）

平成30年12月20日（木） 小樽市、神戸市、高松市、北九州市、新潟市、那覇市

平成30年12月21日（金） 横浜市

平成30年12月25日（火） 塩釜市、名古屋市、広島市、舞鶴市、鹿児島市

実技試験（飛行のみ） 平成31年1月23日（水）～24日（木）

1 第1次試験の際、人物試験の参考とするため、性格検査を行う。

4 合格発表

第1次試験 平成30年12月12日（水）

最終合格 平成31年2月8日（金）

5 採用予定日

平成31年（2019年）7月1日（月）

当該試験における最終合格者の内、採用予定日までに各受験資格に定める免許等を取得できなかった者が、次回採用試験を実施した場合に、その採用予定日（平成31年（2019年）12月頃）までに免許等を取得したときは、次期採用予定日に採用することがある。

6 受験資格

「航海」及び「機関」

採用日に60歳に達していない者で、受験時において有効な次の免許等を有する者。

航海・・・電子海図情報表示装置についての能力限定が解除された五級海技士（航海）以上の海技免状 1、2（注意）

機関・・・五級海技士（機関）以上（内燃機関の限定を含む）の海技免状 1

1 「船舶職員及び小型船舶操縦者法」（昭和26年法律第149号）第13条の2の規定に該当する者又は海技免許の筆記試験に合格し、口述試験受験可能な乗船履歴を有する者で、採用日までに免許取得見込みの者を含む。

2 採用日までに電子海図情報表示装置についての能力限定を解除見込みの者を含む。

注意 平成26年3月31日までに海技士（航海）に係る海技免状の交付を受けている方は、「船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部を改正する省令」（平成26年国土交通省令第1号）附則第3条第1項の規定により、能力限定をされた海技免状を受けたものとみなされます。

「通信・技術」

採用日に60歳に達していない者で、高等学校を卒業した者又はこれに相当する学歴を有し、受験時において次のいずれかに該当する者。

イ 第一級又は第二級総合無線通信士の免許を有する者。

ロ 第一級、第二級又は第三級海上無線通信士の免許を有する者。

ハ 第一級又は第二級陸上無線技術士の免許を有する者。

「無線従事者規則」（郵政省令第18号[H2.3.31]）第6条から第8条の規定に該当する者で、採用日までに免許を取得見込みの者を含む。

「飛行」及び「整備」

採用日に60歳に達していない者で、高等学校を卒業した者又はこれに相当する学歴を有し、受験時において有効な次の免許を有する者。

飛行・・・イ 国土交通大臣が交付した飛行機又は回転翼航空機の事業用操縦士の資格以上の技能証明書（特定操縦技能審査/確認が有効期限内であること）を有し、かつ、有効な第一種航空身体検査証明書を有する者。

採用時においても技能証明書（特定操縦技能審査/確認）は、操縦等可能期間内であり、第一種航空身体検査証明書は、有効であること。

ロ 航空無線通信士又は第一、第二級総合無線通信士の資格を有する者。

「無線従事者規則」（郵政省令第18号[H2.3.31]）第6条から第8条の規定に該当する者で、採用日までに免許を取得見込みの者を含む。

整備・・・国土交通大臣が交付した飛行機又は回転翼航空機の航空整備士又は航空運航整備士の技能証明を有する者（採用日までに資格取得見込みの者を含む。）

7 その他

この試験に関する詳細は、海上保安庁ホームページ(<https://www.kaiho.mlit.go.jp/>)又は海上保安庁総務部人事課任用係(TEL: 03-3591-6361(内線2541~2542))までお問い合わせ下さい。